

2025年4月7日

各位

山八歯材工業株式会社

CAD/CAM 冠用材料のトレーサビリティシールの取り扱いについてのお願い

最近、インターネット販売サイト、オークションサイト等で CAD/CAM 冠用材料のトレーサビリティシールが売買されるという不適切な事案が発生しております。

厚生労働省保険局「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」より「CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ)を大白歯に使用した場合及び CAD/CAM 冠用材料(Ⅳ)を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)」が定められています。

トレーサビリティシールの無い製品、製品と異なる表記のトレーサビリティシールを使用することはできません。

必ず製品毎に付属されたトレーサビリティシールを適切に保存、管理いただくようお願いいたします。

インターネット上でのトレーサビリティシールの出品、売買をしないよう強くお願い申し上げます。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

以上